

高すぎるユーロの外国送金手数料規制へ

上席研究員 田中 和子

2002年1月1日にはいよいよユーロの紙幣・コインが登場し、約2ヶ月後にはこれまでのユーロ圏各国通貨は回収される。欧州委員会は円滑な転換とユーロへの信頼確保のため、各国当局とともに市民への周知徹底に余念がないが、こうしたなか少額のユーロのクロスボーダー銀行送金手数料が高すぎるとの批判が高まっている。

欧州委員会が今年3月に調査したところ、国境を超える100ユーロの送金には平均17.63ユーロと高額の手数料が課されていることが判明した(99年の17.10ユーロから若干増加)。国による差も大きくルクセンブルグの平均8.71ユーロに対し、ポルトガルでの手数料は平均31.04ユーロにも達する。EU指令で禁止されている支払人、受取人双方への二重徴求さえあり、また、窓口よりコストがかからないとみられるATMでの引出も4.17ユーロと過去2年間にむしろわずかながら上昇した。ユーロはクロスボーダー取引を促進し単一市場をより効率化するために導入されたにもかかわらず、こうした高額の手数料はクロスボーダー取引の障害になりかねない。

欧州委員会は、これまでも銀行に手数料引下げを求めてきたが、ついに7月24日、EU域内におけるユーロでの外国送金手数料を国内送金と同額とすることを義務付ける規制を提案した。その内容は、5万ユーロ以下の取引について、(1)2002年1月1日からATMからの引出し手数料を国内外で同じにする、(2)2003年1月1日からは銀行間の振込や小切手手数料も内外同じとする—というものである。この規制はEU法案という形で提案されたことから、成立すればEU全域で拘束力をもつが、同案の成立には欧州議会と欧州理事会の承認が必要である。ただし、外国送金手数料が国内に比べて高くなる背景には、各国間の異なる決済制度による技術的な側面に加え、国際収支上の報告といった行政的理由から外国送金の自動化が進んでいないといった面も指摘されているため、委員会は同時に国際銀行勘定番号(IBAN)や銀行認識コード(BIC)の利用および報告義務免除限度の設定なども提案している。こうした欧州委員会の動きに対して、欧州銀行連盟(EBF)は、欧州の統一決済システムが創設されない限り、規制は国内コストを引き上げることになると批判的である。

ユーロ銀行協会(EBA)は昨年11月に約100行の参加をもとに「STEP1」と呼ばれる少額送金決済システムを構築し、今年6月には数千行が決済制度利用料金引下げに合意するなど、銀行も送金コスト引き下げに乗り出している。しかし、欧州の統一システム構

築には時間と費用がかかり、導入は 2005 年近くになると見られる。ユーロ圏の消費者が単一通貨の恩恵を実感できるまでにはまだ課題が多いようだ。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2001 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>